



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 告示

335	令和5年度和歌山県電気工事士免状交付等業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(危機管理・消防課)	1
336	基本測量の実施	(技術調査課)	3
337	公共測量の終了	( " )	3
338	"	( " )	3
339	"	( " )	4
340	道路の区域変更	(道路保全課)	4
341	道路の供用開始	( " )	4
342	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	5
343	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( " )	5

### ○ 選挙管理委員会告示

*20	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正		5
-----	--	--	---

### ○ 海区漁業調整委員会指示

1	底生水産動植物の採捕の禁止		6
---	---------------	--	---

## 告 示

### 和歌山県告示第335号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、令和5年度和歌山県電気工事士免状交付等業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

令和5年3月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

#### 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

##### (1) 業務の名称

令和5年度和歌山県電気工事士免状交付等業務

##### (2) 契約期間

令和5年4月3日から令和6年3月31日まで

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、令和5年3月22日(水)現在において、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) 次のア及びイのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(7) 和歌山県内に本社又は主たる営業所を有する法人であること。

(8) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第2項の規定により第一種電気工事士免状の交付を受けている者が属している者であること。

(9) 電気工事士法第4条の3の自家用電気工作物の保安に関する講習その他これに類するものとして和歌山県が認めた講習を行っている者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近2年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類）

オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税、消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）全税目

カ 役員等に関する調書

キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ク 誓約書

ケ 2の（8）の第一種電気工事士免状の交付を受けている者が、当該法人に属していることが確認できる書類

コ ケに該当する者に係る第一種電気工事士免状の写し（両面）

サ 2の（9）に該当する者であることが確認できる書類

(2) 資格審査申請時点で、現に有効な和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号に規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者にあつては、当該登録に係る通知書の写しを提出することにより、（1）のイからカまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア、イ及びカからクまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和5年3月22日（水）から同月28日（火）までの和歌山県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和5年3月24日（金）午後5時30分までに和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

### 4 一般競争入札資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和5年3月22日（水）から同月28日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は書留郵便で令和5

年3月28日（火）午後5時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 一般競争入札資格審査申請書類の配布場所

和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2263

ファクシミリ番号 073-422-7652

電子メールアドレス e0116001@pref.wakayama.lg.jp

6 一般競争入札資格審査の結果通知

一般競争入札資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により令和5年3月30日（木）までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

---

**和歌山県告示第336号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年3月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 基本測量（衛星合成開口レーダー地盤変動測量）
- 2 作業期間 令和5年4月1日から当分の間
- 3 作業地域 和歌山県全域

---

**和歌山県告示第337号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年3月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間 令和4年11月1日から令和5年2月3日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市全域

---

**和歌山県告示第338号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局紀伊山系砂防事務所から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年3月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和4年10月7日から令和5年2月6日まで
- 3 作業地域 和歌山県田辺市及び西牟婁郡白浜町

**和歌山県告示第339号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき岩出市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年3月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（レベル1000航空写真撮影及び写真地図作成）
- 2 作業期間 令和4年5月11日から令和5年2月17日まで
- 3 作業地域 和歌山県岩出市全域

**和歌山県告示第340号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 堺かつらぎ線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字大畑字空山586番2地先から同町大字大畑字蛇尾823番3地先まで	旧	7.82 ） 25.61	124.27	
同上	新	10.40 ） 29.54	120.00	

**和歌山県告示第341号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 堺かつらぎ線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字大畑字空山586番2地先から同町大字大畑字蛇尾823番3地先まで

供用開始の期日 令和5年3月22日

**和歌山県告示第342号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成21年3月13日付け和歌山県告示第294号、平成29年11月7日付け和歌山県告示第1400号、平成30年1月23日付け和歌山県告示第74号及び同年3月6日付け和歌山県告示第251号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和5年3月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

**1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類**

土石流、急傾斜地の崩壊

**2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称**

土井谷（5-385-2-035）、三百瀬（Ⅰ-3968）、中ノ瀬（Ⅱ-4255）、和佐下和佐7（Ⅱ-4258）

**3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示**

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第343号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和5年3月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

**1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類**

土石流、急傾斜地の崩壊

**2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称**

土井谷（5-385-2-035）、土屋谷川（5-385-2-906）、三百瀬（Ⅰ-3968）、中ノ瀬（Ⅱ-4255）、和佐下和佐7（Ⅱ-4258）

**3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示**

次の図書のとおり

**4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項**

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**選挙管理委員会告示****和歌山県選挙管理委員会告示第20号**

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年3月22日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

第2項の表中

オレンジコープ介護付き住宅 みのり紀伊	和歌山市弘西571	を
憩いの郷 加納	和歌山市加納220	

オレンジコープ介護付き住宅 みのり紀伊	和歌山市弘西571	に改める。

## 海区漁業調整委員会指示

### 和歌山海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、和歌山海区における底生水産動植物の採捕について、次のとおり指示する。

令和5年3月22日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松村 徳夫

#### 1 定義

この指示において「底生水産動植物」とは、知事が漁業協同組合に対し第一種共同漁業権として漁業の免許をしている底生の水産動植物をいう。

#### 2 指示の内容

別掲の区域においては、潜水して底生水産動植物を採捕してはならない。ただし、3の承認を受けた場合又は3の（1）若しくは（2）に該当する場合は、この限りでない。

#### 3 採捕の承認

別掲の区域において潜水して底生水産動植物を採捕しようとする者（以下「採捕者」という。）は、和歌山海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号）第4条に規定する許可を受けた者が採捕する場合
- (2) 試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）のために採捕する場合

#### 4 承認の基準

委員会は、原則として次に掲げる条件を全て満たす場合に採捕を承認することとする。

- (1) 別掲の区域に所在する漁港等の根拠地から出発し、その日の日没までに採捕を終えて同根拠地に帰港する採捕計画であること。
- (2) 根拠地及び採捕区域における海面の利用について、利害関係がある漁業協同組合の同意を得ていること。
- (3) 採捕しようとする底生水産動植物の種類について、水産資源の保護培養及び当該資源を利用する漁業との調整の上で支障がなく、適当な採捕計画であること。

#### 5 承認の条件

##### (1) 法令等を遵守する義務

採捕者は、漁業法、和歌山県漁業調整規則等水産関係法令を遵守しなければならない。

##### (2) 承認証の携帯の義務

採捕者は、当該承認に係る採捕を行うときは、承認証を採捕に使用する船舶内に備え付け、又は自

ら携帯しなければならない。

(3) 標旗の掲揚

採捕者は、当該承認に係る採捕を行うときは、当該船舶に、委員会が指定する標旗を掲げなければならない。

(4) 採捕実績の報告

採捕者は、委員会が指定する期限までに、採捕実績を委員会に報告しなければならない。

(5) 漁業者の操業妨害禁止

採捕者は、漁業者の操業を妨げてはならない。

(6) 承認の取消し

委員会は、水産資源の保護培養又は漁業調整の上で必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。

(7) その他の条件

その他委員会が必要と認めるときは、(1)から(6)までのほか、更に条件を付すことがある。

6 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、底生水産動植物採捕承認事務取扱要領に定める。

7 指示の有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

別掲

(1) 次の基点第11号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、紀の川河口にあっては北島橋下流端、市堀川河口にあっては下流第二橋梁下流端並びにその他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域

基点第11号 和歌山市加太磯ノ浦界に設置した標識

基点第12号 和歌山市雑賀崎旧和歌山港内港堤防基部に設置した標識

基点第13号 和歌山市雑賀崎旧和歌山港一文字防波堤基部に設置した標識

ア イから田倉崎までの見通し線と基点第11号から兵庫県沼島南端までの見通し線との交点

イ 基点第12号から $264^{\circ} 20'$  1,600mの点

ウ 基点第12号から $264^{\circ} 20'$  の方位線と基点第13号から $339^{\circ} 54'$  の方位線との交点

(2) 次のオ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、マリーナシティの西堤防南端及びオの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第40号 和歌山市毛見布引界に設置した標識

基点第42号 和歌山市毛見御前岩に設置した標識

基点第44号 海南埋立地西護岸北西端に設置した標識

基点第46号 海南港北防波堤上端西側の線と海南埋立地護岸上端西側の線との交点に設置した標識

基点第50号 海南市冷水下津町界に設置した標識

エ 基点第40号から $258^{\circ} 20'$  1,000mの点

オ エからホまでの見通し線上100mの点

カ 基点第42号から $305^{\circ} 30'$  464mの点

キ 基点第42号から $296^{\circ} 00'$  416mの点

ク 基点第42号から $327^{\circ} 30'$  218mの点

ケ 基点第42号から $334^{\circ} 00'$  200mの点

コ 基点第42号から $338^{\circ} 00'$  178mの点

サ 基点第42号から $340^{\circ} 30'$  150mの点

シ 基点第42号から339° 00' 123mの点  
ス 基点第42号から235° 00' 50mの点  
セ 基点第42号から205° 20' 82mの点  
ソ 基点第42号から186° 30' 119mの点  
タ 基点第42号から172° 00' 155mの点  
チ 基点第42号から159° 40' 190mの点  
ツ 基点第44号から269° 00' 215mの点  
テ 基点第44号から262° 00' 179mの点  
ト 基点第44号から249° 30' 163mの点  
ナ 基点第44号から236° 00' 170mの点  
ニ 基点第44号から227° 30' 200mの点  
ヌ 基点第46号から353° 30' 300mの点  
ネ 基点第46号から345° 30' 252mの点  
ノ 基点第46号から332° 00' 234mの点  
ハ 基点第46号から318° 20' 256mの点  
ヒ 基点第46号から311° 00' 303mの点  
フ 基点第46号から296° 00' 973mの点  
ヘ ホからエまでの見通し線上765mの点  
ホ 基点第50号から339° 20' 500mの点

(3) 次のマ、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ、基点第47号及び基点第48号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線並びにその他内水面との接続部にあつては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域

基点第46号 海南港北防波堤上端西側の線と海南埋立地護岸上端西側の線との交点に設置した標識

基点第47号 海南港北防波堤先端に設置した標識

基点第48号 海南港南防波堤先端に設置した標識

マ 基点第46号から15° 30' 290mの点  
ミ 基点第46号から8° 00' 291mの点  
ム 基点第46号から356° 30' 258mの点  
メ 基点第46号から352° 30' 240mの点  
モ 基点第46号から348° 54' 231mの点  
ヤ 基点第46号から325° 30' 190mの点  
ユ 基点第46号から318° 00' 177mの点  
ヨ 基点第46号から236° 00' 230mの点